

企画競争実施の公示

平成21年4月10日

国土交通省都市・地域整備局長

下記のとおり、「下水道事業における設計積算基準の適正化に関する検討業務」の実施を予定しており、企画提案書の提出を招請します。

記

1 業務概要

- (1)業務名 下水道事業における設計積算基準の適正化に関する検討業務
- (2)業務内容 業務説明書による
- (3)履行期限 平成22年3月19日(金)を予定

2 企画競争参加資格要件

本業務への参加は、次の資格を満たしていることを条件とする。

- (1)予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること
- (2)平成19・20・21年度国土交通本省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」を有する者であること
- (3)国土交通省大臣官房会計課長から指名停止を受けている期間中でないこと
- (4)配置予定の管理者及び担当者に対する要件は、以下のとおりとする。

- ・管理者に必要とされる類似業務の実績

管理者は、下記に示す類似業務について、過去1件以上の実績を有さなければならない。

類似業務：各種工事歩掛に係る調査・検討業務

- ・管理者、担当者の手持ち業務量

平成21年4月3日現在(特定後未契約のものを含む)において、全ての手持ち業務の契約金額合計が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者とする。

なお、手持ち業務は契約金額が500万円以上の業務を対象とし、特定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 霞ヶ関合同庁舎3号館
国土交通省 都市・地域整備局 下水道部 下水道事業課 基準係

電話 03-5253-8111 (内線: 34-236)

ファクシミリ 03-5253-1597 電子メール fujiwara-n29y@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成21年4月10日から平成21年4月28日17時まで、(1)に同じ。

説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

平成21年4月30日17時00分 (1)に同じ。3部を持参、郵送(書留郵便に限る。)、若しくは1部を電送、電子メールによること。(電送又は電子メールの場合には着信を確認すること。)

なお、電子メールで提出する場合は以下によること。これ以外での提出は無効とする。

- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。

「Just System 一太郎 2004」「Microsoft Word2003」「Microsoft Excel2003」「Adobe Acrobat Reader4.0」の形式に限る。

- ・ファイル総量は1メガバイト以内とすること。

- ・印刷時に規程の枚数内となるように設定しておくこと。

なお、送信された企画提案書の印刷は白黒で行う。

(4) 説明会の有無

説明会を実施しない。

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング実施しない。

4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。

- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

- (4) 企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。

- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書が無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。特定しなかった提案書は、原則返却する。なお、返却を希望しない場合はその旨を、提案書を提出する際に申し出ること。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

- (8) その他の詳細は説明書による。